

+

自動けいぞく投資約款集

+

+

東海東京証券株式会社

+

自動けいぞく投資約款集

●三菱UFJ中期国債ファンド自動けいぞく投資約款	1
●野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款	4
●大和MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款	7
●大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款	10
●りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款	13
●三井住友MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款	16
●日興公社債投信自動けいぞく投資約款	19
●三菱UFJ公社債投信自動けいぞく投資約款	21
●大和公社債投資信託自動けいぞく投資約款	23
●ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款	25
●スーパー・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款	29
●モルガン・スタンレー・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款	32
●外貨建マネー・マーケット・ファンド 英ポンド・ポートフォリオ(英ポンド建自動けいぞく投資約款)	35
●株式累積投資口座約款	38

三菱UFJ中期国債ファンド自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と、東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、三菱UFJ国際投信株式会社の発行する中期国債ファンド受益権(以下「中期国債ファンド」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがって中期国債ファンドの自動けいぞく投資契約以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます)に提出することによって契約を申込むものといえます。ただし、既に他の自動けいぞく投資コース(株式を除く)において上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の中期国債ファンド自動けいぞく投資口座を設けます。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、中期国債ファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込みがあった日の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくその買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられた中期国債ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといえます。

第5条(果実の再投資)

中期国債ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって中期国債ファンドを遅滞なく買付けます。

第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく中期国債ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。
この場合、当該請求にかかる中期国債ファンドについては、返還の請求があった日の翌営業日の前日の基準価額によりこれを換金し、その金銭の引き渡しをもって返還にかえるものといえます。ただし、返還請求日の翌営業日が買付日から30日以内の場合には、三菱UFJ国際投信株式会社に代わり、中期国債ファンド1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の用紙によってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、中期国債ファンドの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または 200 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、中期国債ファンドを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。返還可能金額＝解約口数 × 基準価額 + 解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額[(A) × (所得税率 + 住民税率)]

- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する中期国債ファンドについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第 1 号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた

金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらい上げます。

第 2 号の換金手続きに基づく金銭 - 第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)

- ④ 当社は、第 2 号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額(1 口=1 円)を下回ったときは、第 2 号の換金手続きに基づく金銭と第 1 号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店により申込者に返還いたします。

第 8 条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
- ② 当社が、中期国債ファンドの自動けいぞく投資業務を行うことができなくなったとき。
- ③ 中期国債ファンドが償還されたとき。

- (2) 当社は、引き続き 3 ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく、中期国債ファンドおよび果実を前第 6 条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第 9 条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出いただきます。

- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第 10 条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続により、この契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還した場合。
 - ② 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく中期国債ファンドまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく中期国債ファンドの買付けもしくは中期国債ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

野村MMFマネー・マネージメント・ファンド)

自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、野村アセットマネジメント株式会社の発行する野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下「野村MMF」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがって野村MMFの自動けいぞく投資契約(以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「拠点」といいます)に提出することによって契約を申込むものとしたします。

(2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の野村MMF自動けいぞく投資口座を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、野村MMFの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

(1) 当社は、申込者から買付の申込みがあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、野村MMFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとしたします。

なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、拠点内で確認されたものに限りです。

(2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代わって買付けいたします。

(4) 取得された野村MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。

第5条(果実の再投資)

(1) 野村MMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を、毎月、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、野村MMFを申込者に代わって買付けいたします。

(2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額によ

り、当該計算日の翌日に、野村MMFを申込者に代わって買付けいたします。

第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく野村MMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。

この場合、当該請求にかかる野村MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、野村アセットマネジメント株式会社に代わり、野村MMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、野村MMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または200万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、野村MMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{返還可能金額} &= \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権にかかる} \\ &\quad \text{キャッシングの申込があった日の前日までの分配金(A)} \\ &\quad - \text{源泉税相当額} \{ (A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率}) \} \end{aligned}$$

② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する野村MMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらいます。第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)

④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

① 申込者から、解約の申し出があったとき。

② 当社が、野村MMFの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。

③ 野村MMFが償還されたとき。

- (2) 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく野村MMFおよび果実を前記第6条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第 10 条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続により、この契約に基づく野村MMFまたは果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づく野村MMFまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく野村MMFの買付けもしくは野村MMFまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

大和MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、大和証券投資信託委託株式会社の発行する大和MMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下「大和MMF」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがって大和MMFの自動けいぞく投資契約(以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「拠点」といいます)に提出することによって契約を申込むものとしたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の大和MMF自動けいぞく投資口座を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、大和MMFの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込みがあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、大和MMFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとしたします。

なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、拠点内で確認されたものに限りです。

- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、大和MMFを申込者に代わって買付けいたします。
- (4) 取得された大和MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。

第5条(果実の再投資)

- (1) 大和MMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を、毎月、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、大和MMFを申込者に代わって買付けいたします。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額によ

り、当該計算日の翌日に、大和MMFを申込者に代わって買付けいたします。
第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく大和MMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。

この場合、当該請求にかかる大和MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、大和証券投資信託委託株式会社に代わり、大和MMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、大和MMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または200万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、大和MMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金(A) - 源泉税相当額[(A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率})]$$

- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する大和MMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。

- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらい上げます。第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)

- ④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
② 当社が、大和MMFの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
③ 大和MMFが償還されたとき。

- (2) 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

3. この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく大和MMFおよび果実を前記第6条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続により、この契約に基づく大和MMFまたは果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づく大和MMFまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく大和MMFの買付けもしくは大和MMFまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

大同MMF(マネー・マネージメント・ファンド)

自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、T&Dアセットマネジメント株式会社の発行する大同のMMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下「大同MMF」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがって大同MMFの自動けいぞく投資契約(以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「拠点」といいます)に提出することによって契約を申込むものとしたします。

(2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の大同MMF自動けいぞく投資口座を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、大同MMFの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

(1) 当社は、申込者から買付けの申込みがあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、大同MMFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとしたします。

なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、拠点内で確認されたものに限りです。

(2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、大同MMFを申込者に代わって買付けいたします。

(4) 取得された大同MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものとしたします。

第5条(果実の再投資)

(1) 大同MMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を、毎月、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、大同MMFを申込者に代わって買付けいたします。

(2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額によ

り、当該計算日の翌日に、大同MMFを申込者に代わって買付けいたします。

第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく大同MMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。

この場合、当該請求にかかる大同MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、T&Dアセットマネジメント株式会社に代わり、大同MMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、大同MMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または200万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、大同MMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金(A) - 源泉税相当額[(A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率})]$$

- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する大同MMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。
- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらいます。第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)
- ④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。
- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
- ② 当社が、大同MMFの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ 大同MMFが償還されたとき。
- (2) 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく大同MMFおよび果実を前記

第6条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続により、この契約に基づく大同MMFまたは果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づく大同MMFまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく大同MMFの買付けもしくは大同MMFまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、アムンディ・ジャパン株式会社の発行するりそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下「りそなMMF」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがってりそなMMFの自動けいぞく投資契約(以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます)に提出することによって契約を申込みのものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のりそなMMF自動けいぞく投資口座を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、りそなMMFの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込みがあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、りそなMMFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。

なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限りです。

- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、りそなMMFを申込者に代わって買付けいたします。
- (4) 取得されたりそなMMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(果実の再投資)

- (1) りそなMMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を、毎月、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、りそなMMFを申込者に代わって買付けいたします。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、

当該計算日の翌日に、りそなMMFを申込者に代わって買付けいたします。

第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づきりそなMMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。

この場合、当該請求にかかるりそなMMFについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、アムンディ・ジャパン株式会社に代わり、りそなMMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、りそなMMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または200万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、りそなMMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金(A) - 源泉税相当額[(A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率})]$$

- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相当するりそなMMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。
- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらいます。第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)
- ④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。
- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
 ② 当社が、りそなMMFの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
 ③ りそなMMFが償還されたとき。

- (2) 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なくりそなMMFおよび果実を前記第6条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続により、この契約に基づくりそなMMFまたは果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づくりそなMMFまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づくりそなMMFの買付けもしくはりそなMMFまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

三井住友MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、三井住友アセットマネジメント株式会社の発行する三井住友MMF(マネー・マネージメント・ファンド)受益権(以下「三井住友MMF」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款にしたがって三井住友MMFの自動けいぞく投資契約(以下「契約」といいます)を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます)に提出することによって契約を申込みのものといたします。

(2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の三井住友MMF自動けいぞく投資口座を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

申込者は、三井住友MMFの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭(以下「払込金」といいます)をその口座に払込むことができます。

第4条(買付時期・価額)

(1) 当社は、申込者から買付けの申込みがあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、三井住友MMFを申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。

なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限りです。

(2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

(3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、三井住友MMFを申込者に代わって買付けいたします。

(4) 取得された三井住友MMFの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(果実の再投資)

(1) 三井住友MMFの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を、毎月、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、三井住友MMFを申込者に代わって買付けいたします。

2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前第1項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、買付けにかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が

当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、三井住友MMFを申込者に代わって買付けいたします。

第6条(返還)

- (1) 当社は、この契約に基づく三井住友MMFまたは果実について、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。

この場合、当該請求にかかる三井住友MMFについては、返還の請求があった日の翌営業日(以下「受渡日」といいます)の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。

ただし、受渡日が買付日から30日以内の場合は、三井住友アセットマネジメント株式会社に代わり、三井住友MMF1万口につき10円を信託財産留保額として申し受けます。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(キャッシング(即日引出))

- (1) 申込者は、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます)によります。

- ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は、三井住友MMFの残高とキャッシングの申込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額、または200万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、三井住友MMFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

$$\text{返還可能金額} = \text{解約口数} \times \text{基準価額} + \text{解約される受益権にかかるキャッシングの申込みがあった日の前日までの分配金(A)} \\ - \text{源泉税相当額}[(A) \times (\text{所得税率} + \text{住民税率})]$$

- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する三井住友MMFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続きを行います。
- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社がもらいます。第2号の換金手続きに基づく金銭-第1号のキャッシングの貸出しによる金銭(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細は、申込者にお知らせしないことがあります。)
- ④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。
- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第8条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から、解約の申し出があったとき。
 ② 当社が、三井住友MMFの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
 ③ 三井住友MMFが償還されたとき。

- (2) 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく三井住友MMFおよび果実を前記第6条に準じて、扱店において申込者に返還いたします。

第9条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 所定の手続により、この契約に基づく三井住友MMFまたは果実を返還した場合。
 - ② 所定の手続により返還の請求の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために、この契約に基づく三井住友MMFまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく三井住友MMFの買付けもしくは三井住友MMFまたは果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以上

日興公社債投信自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、日興アセットマネジメント株式会社の発行する公社債投信受益権(以下「日興公社債投信」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って日興公社債投信の自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下、「扱店」といいます)に提出することにより、契約を申込むものとします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の日興公社債投信自動けいぞく投資口座(以下「口座」といいます)を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

- (1) 申込者は日興公社債投信の買付けにあてるため、次項に定めるところによって、その代金(以下「払込金」といいます)を随時その口座に払込むことができます。
- (2) 前項の払込金は、毎回次に定める金額を下らない額といたします。
1回の払込み金額——3,000円以上
- (3) 前項の規定にかかわらず、有価証券又は証書、権利または商品の果実(株式の配当金を除く)、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを日興公社債投信に払い込む場合の払込金は1円以上といたします。ただし、一旦、出金した場合は上記取扱いの対象といたしません。

第4条(買付時期・価額)

- (1) 当社は、申込者の口座残金が日興公社債投信の買付価額に達しているときは、遅滞なくその買付けを行います。ただし、申込者はいつでもその中止を申し出ることができます。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられた日興公社債投信の所有権ならびにその果実または元本に対する返還請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(果実の再投資)

日興公社債投信の果実は、当該日興公社債投信買付日より、1ヶ年応答月の20日(ただし、20日(祝、休日に当たる場合は、翌営業日)に申込者に代って当社が受領のうえ、当日にその全額をもって、日興公社債投信を買付けます。

第6条(返還)

- (1) 申込者は、自己の所有する日興公社債投信の全部または一部の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる日興公社債投信については、返還請求日の基準価額により、これを換金し、当該請求日を含め4営業日目の引渡しをもって、返還にかえるものとします。ただし、この場合所定の手数料を申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当社が日興公社債投信の自動けいぞく投資業務を行うことができなくなったとき。
 - ③ 日興公社債投信が償還されたとき。
- (2) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく日興公社債投信を第6条に準じて扱店において、申込者に返還いたします。

第8条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など、申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続きにより、この契約に基づく日興公社債投信を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく日興公社債投信を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく日興公社債投信の買付けもしくは日興公社債投信の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上

三菱UFJ公社債投信自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、三菱UFJ国際投信株式会社の発行する公社債投信受益権(以下「三菱UFJ公社債投信」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って三菱UFJ公社債投信の自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下、「扱店」といいます)に提出することにより、契約を申込みものとします。

(2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の三菱UFJ公社債投信自動けいぞく投資口座(以下「口座」といいます)を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

(1) 申込者は三菱UFJ公社債投信の買付けにあてるため、次項に定めるところによって、その代金(以下「払込金」といいます)を随時その口座に払込むことができます。

(2) 前項の払込金は、毎回次に定める金額を下らない額といたします。

1回の払込み金額——3,000円以上

(3) 前項の規定にかかわらず、有価証券又は証書、権利または商品の果実(株式の配当金を除く)、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを三菱UFJ公社債投信に払い込む場合の払込金は1円以上といたします。ただし、一旦、出金した場合は上記取扱いの対象といたしません。

第4条(買付時期・価額)

(1) 当社は、申込者の口座残金が三菱UFJ公社債投信の買付価額に達しているときは、遅滞なくその買付けを行います。ただし、申込者はいつでもその中止を申し出ることができます。

(2) 前項の買付価額は、買付日の基準価額といたします。

(3) 買付けられた三菱UFJ公社債投信の所有権ならびにその果実または元本に対する返還請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(果実の再投資)

三菱UFJ公社債投信の果実は、当該三菱UFJ公社債投信買付日より、1ヶ月応答月の20日(ただし、20日(祝、休日に当たる場合は、翌営業日)に申込者に代って当社が受領のうえ、当日にその全額をもって、三菱UFJ公社債投信を買付けます。

第6条(返還)

(1) 申込者は、自己の所有する三菱UFJ公社債投信の全部または一部の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる三菱UFJ公社債投信については、返還請求日の基準価額により、これを換金し、当該請求日を含め4営業日目の引渡しをもって、返還にかえるものとします。ただし、この場合所定の手数料を申し受けます。

(2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものいたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当社が三菱 UFJ 公社債投信の自動けいぞく投資業務を行うことができなくなったとき。
 - ③ 三菱 UFJ 公社債投信が償還されたとき。
- (2) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく三菱 UFJ 公社債投信を第6条に準じて扱店において、申込者に返還いたします。

第8条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など、申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続きにより、この契約に基づく三菱 UFJ 公社債投信を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく三菱 UFJ 公社債投信を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく三菱 UFJ 公社債投信の買付けもしくは三菱 UFJ 公社債投信の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上

大和公社債投信自動けいぞく投資約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(以下「申込者」といいます)と東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます)とのあいだの、大和証券投資信託委託株式会社の発行する公社債投信受益権(以下「大和公社債投信」といいます)の自動けいぞく投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って大和公社債投信の自動けいぞく投資契約を申込者と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店および営業所(以下、「扱店」といいます)に提出することによって契約を申込みものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の大和公社債投信自動けいぞく投資口座(以下「口座」といいます)を設けます。

なお、前項の申込書に捺印された印影をもって、当社へのお届出印といたします。

第3条(金銭の払込み)

- (1) 申込者は大和公社債投信の買付けにあてるため、次項に定めるところによって、その代金(以下「払込金」といいます)を随時その口座に払込むことができます。
- (2) 前項の払込金は、毎回次に定める金額を下らない額といたします。
1回の払込み金額——10,000円以上

- (3) 前項の規定にかかわらず、有価証券又は証書、権利または商品の果実(株式の配当金を除く)、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において支払われるものを大和公社債投信に払い込む場合の払込金は1円以上といたします。ただし、一旦、出金した場合は上記取扱いの対象といたしません。

第4条(買付時期・価額)

- (1) 当社は、申込者の口座残金が大和公社債投信の買付価額に達しているときは、そのつど遅滞なくその買付けを行います。ただし、申込者は買付けの中止を申し出ることができます。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられた大和公社債投信の所有権及びその果実または元本に対する返還請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条(果実の再投資)

大和公社債投信の果実は、当該大和公社債投信買付日より、1ヶ年応答月の19日(ただし、祝、休業日のときは、その翌営業日)に申込者に代って当社が受領のうえ、当日にその全額をもって、大和公社債投信を買付けます。

第6条(返還)

- (1) 申込者は、自己の所有する大和公社債投信の全部または一部の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求にかかる大和公社債投信については、返還請求日の基準価額により、これを換金し、当該請求日を含め4営業日目の引渡しをもって返還にかえるものとします。ただし、この場合、所定の手数料を申し受けます。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

第7条(解 約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当社が大和公社債投信の自動けいぞく投資業務を行うことができなくなったとき。
 - ③ 大和公社債投信が償還されたとき。
- (2) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく大和公社債投信を第6条に準じて扱店において申込者に返還いたします。

第8条(申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条(その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続きにより、この契約に基づく大和公社債投信を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するために、この契約に基づく大和公社債投信を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変、その他不可抗力により、この契約に基づく大和公社債投信の買付けもしくは大和公社債投信の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。

以 上

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドは外貨建ての外国投資信託です。従って円貨で投資される場合は、為替変動によるリスクがあります。
- ・組入証券の価額、外国為替相場等の変動に伴いファンド受益証券について発生する損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)と、東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間のトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの発行するニッコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券(以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。)の自動けいぞく投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資契約(以下「自動投資契約」といいます。)を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます。)に提出することによって自動投資契約を申込むものいたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。
 - ① すでに他の自動けいぞく投資コース(財形貯蓄、株式を除く。)の自動投資契約が締結されているときで、マネー・マーケット・ファンドの第1回目の払込みが行われた場合。
 - ② すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利息、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものをマネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われた場合。
- (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。
- (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。なお、契約を締結する際に交付される外国証券取引口座約款における預り証の交付に関する規定は適用されず、預り証にかえてお取引明細書を交付いたします。
- (4) 上記(1)①および②に基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込み

- (1) 申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、1回の払込みにつき下記の各サブ・ファンド(以下「ファンド」といいます。)ごとに次に定める金額以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払込むことができます。

①USドル・ポートフォリオ	10 米ドル
②ユーロ・ポートフォリオ	10 ユーロ
③オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	10 豪ドル
④カナダ・ドル・ポートフォリオ	10 カナダ・ドル
⑤ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	10 ニュージーランド・ドル

(2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、各ファンドごとに次に定める金額以上といたします。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①USドル・ポートフォリオ | 0.01米ドル |
| ②ユーロ・ポートフォリオ | 0.01ユーロ |
| ③オーストラリア・ドル・ポートフォリオ | 0.01豪ドル |
| ④カナダ・ドル・ポートフォリオ | 0.01カナダ・ドル |
| ⑤ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ | 0.01ニュージーランド・ドル |
- ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後2時、半休日は正午)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられたマネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。

5. 保 管

- (1) この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。
- (2) 当社は、当該保管にかかるマネー・マーケット・ファンドにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を受けます。

6. 果実の再投資

5.の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

7. 転 換

1つの外貨建MMF(以下、ファンドという。)から他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数等を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

8. 返 還

(1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。

この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日(締切時間:午後2時、半休日は正午)の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといえます。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといえます。

(2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、取扱店において申込者に返還いたします。

9. 解 約

(1) この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといえます。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
- ② 当社が、マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。

(2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。

(3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を8.に準じて取扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

(1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。

(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. そ の 他

(1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。

ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいいます。

(2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① 登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。

- ② 印影が登録印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果实を返還しなかった場合。
- ③ 天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、マネー・マーケット・ファンドまたは果实の返還が遅延した場合。
- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

スーパー・マネー・マーケット・ファンド 自動けいぞく投資約款

- ・スーパー・マネー・マーケット・ファンドは外貨建ての外国投資信託です。従って円貨で投資される場合は、為替変動によるリスクがあります。
- ・組入証券の価額、外国為替相場等の変動に伴いファンド受益証券について発生する損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま以下「申込者」といいます。と、東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間のブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの発行するスーパー・マネー・マーケット・ファンドクラスB 受益証券(以下「スーパー・マネー・マーケット・ファンド」といいます。)の自動けいぞく投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってスーパー・マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資契約(以下「自動投資契約」といいます。)を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

(1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます。)に提出することによって自動投資契約を申込みのものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。

- ① すでに他の自動けいぞく投資コース(株式を除く。)の自動投資契約が締結されているときで、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの第1回目の払込みが行われた場合。
 - ② すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものをスーパー・マネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われた場合。
- (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のスーパー・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資口座を設定いたします。
- (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。なお、契約を締結する際に交付される外国証券取引口座約款における預り証の交付に関する規定は適用されず、預り証にかえてお取引明細書を交付いたします。
- (4) 上記(1)①および②に基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込み

- (1) 申込者は、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてるため、買付けの払込みは1米ドル以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払込むことができます
- (2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものの取得については、0.01米ドル以上の金額とします。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後 2 時、半休日は正午)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくスーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられたスーパー・マネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。

5. 保 管

- (1) この自動投資契約によって買付けたスーパー・マネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のスーパー・マネー・マーケット・ファンドと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。
- (2) 当社は、当該保管にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を申受けることがあります。

6. 果実の再投資

- 5 の保管にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってスーパー・マネー・マーケット・ファンドを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

7. 転 換

- 1 つの外貨建MMF(以下、ファンドという。)から他のファンドに転換を希望する申込者は、2 つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数等を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

8. 返 還

- (1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するスーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。
この場合、当該請求にかかるスーパー・マネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日(締切時間:午後 2 時、半休日は正午)の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといたします。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店より申込者に返還いたします。

9. 解 約

- (1) この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - ① 申込者から解約の申し出があったとき。
 - ② 当社が、スーパー・マネー・マーケット・ファンドの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
 - ③ スーパー・マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。
- (2) 当社は、引続き 3 ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のスーパー・マネー・マーケット・ファンドおよび果実を 7 .に準じて取扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. そ の 他

- (1) スーパー・マネー・マーケット・ファンドの「営業日」とは、日本の金融商品取引業者、ニューヨーク証券取引所およびニューヨークの銀行営業日、ルクセンブルグにおける銀行がすべて営業を行っている日を意味します。
- (2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。
 - ② 印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくスーパー・マネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、スーパー・マネー・マーケット・ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。
- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンド 自動けいぞく投資約款

- ・モルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリーは外貨建ての外国投資信託です。従って円貨で投資される場合は、為替変動によるリスクがあります。
- ・組入証券の価額、外国為替相場等の変動に伴いファンド受益証券について発生する損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま以下「申込者」といいます。と、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの発行するモルガン・スタンレー・マネーマーケット・ファミリー受益証券（以下「マネーマーケット・ファミリー」といいます。）の自動けいぞく投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってマネーマーケット・ファミリーの自動けいぞく投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって自動投資契約を申込むものいたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。
 - ① すでに他の自動けいぞく投資コース（財形貯蓄、株式を除く。）の自動投資契約が締結されているときで、マネーマーケット・ファミリーの第1回目の払込みが行われた場合。
 - ② すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものをマネーマーケット・ファミリーに入金する取引の申込みが行われた場合。
- (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネーマーケット・ファミリー自動けいぞく投資口座を設定いたします。
- (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。なお、契約を締結する際に交付される外国証券取引口座約款における預り証の交付に関する規定は適用されず、預り証にかえてお取引明細書を交付いたします。
- (4) 上記(1)①および②に基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込み

- (1) 申込者は、マネーマーケット・ファミリーの買付けにあてるため、1回の払込みにつき10米ドル以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払込むことができます。

- (2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、0.01 米ドル以上といたします。

ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後 2 時、半休日は正午)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネーマーケット・ファミリーの買付けを行います。
- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。
- (3) 買付けられたマネーマーケット・ファミリーの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。

5. 保 管

- (1) この自動投資契約によって買付けたマネーマーケット・ファミリーは、他の申込者のマネーマーケット・ファミリーと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。
- (2) 当社は、当該保管にかかるマネーマーケット・ファミリーにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を申受けることがあります。

6. 果実の再投資

5. の保管にかかるマネーマーケット・ファミリーの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネーマーケット・ファミリーを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

7. 転 換

1 つの外貨建MMF(以下、ファンドという。)から他のファンドに転換を希望する申込者は、2 つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数等を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

8. 返 還

- (1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネーマーケット・ファミリーおよび果実の返還を請求することができます。

この場合、当該請求にかかるマネーマーケット・ファミリーについては、返還の請求があった日(締切時間:午後 2 時、半休日は正午)の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといたします。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、振店より申込者に返還いたします。

9. 解 約

この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
- ② 当社が、マネーマーケット・ファミリーの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ マネーマーケット・ファミリーが償還されたとき。

- (2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネーマーケット・ファミリーおよび果実を8.に準じて取扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. その他

- (1) マネーマーケット・ファミリーの「営業日」とは、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日かつ、ニューヨーク証券取引所の取引日である日本における金融商品取引業者および銀行の営業日(ただし、12月24日および日本における12月の最終営業日をを除く)を意味します。
- (2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① 所定の手続により、この自動投資契約に基づくマネーマーケット・ファミリーまたは果実を返還した場合。
 - ② 印影が登録印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネーマーケット・ファミリーまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくマネーマーケット・ファミリーの買付もしくは、マネーマーケット・ファミリーまたは果実の返還が遅延した場合。
- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以上

外貨建マネー・マーケット・ファンド 英ポンド・ ポートフォリオ(英ポンド建) 自動けいぞく投資 約款

- ・英ポンド・ポートフォリオは外貨建ての外国投資信託です。
従って円貨で投資される場合は、為替変動によるリスクがあります。
- ・組入証券の価額、外国為替相場等の変動に伴いファンド受益証券について発生する損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます。)と、東海東京証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間のジャパン・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイの発行する外貨建マネー・マーケット・ファンド 英ポンド・ポートフォリオ受益権(以下「英ポンド・ポートフォリオ」といいます。)の自動けいぞく投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従って英ポンド・ポートフォリオの自動けいぞく投資契約(以下「自動投資契約」といいます。)を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます。)に提出することによって自動投資契約を申込むものいたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要いたします。

- ① すでに他の自動けいぞく投資コース(株式を除く。)の自動投資契約が締結されているときで、英ポンド・ポートフォリオの第 1 回目の払込みが行われた場合。

- ② すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において外貨で支払われるものを英ポンド・ポートフォリオに入金する取引の申込みが行われた場合。

- (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の英ポンド・ポートフォリオ自動けいぞく投資口座を設定いたします。

- (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。なお、契約を締結する際に交付される外国証券取引口座約款における預り証の交付に関する規定は適用されず、預り証にかえてお取引明細書を交付いたします。

- (4) 上記(1)①および②に基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

3. 金銭の払込み

申込者は、英ポンド・ポートフォリオの買付けにあてるため、買付けの払込みは0.01英ポンド(1ペンス)以上の金銭(以下「払込金」といいます。)を外貨またはその円貨相当額で、その口座に払込むことができます。

4. 買付時期・価額

- (1) 当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後2時、半休日は正午)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なく英ポンド・ポートフォリオの買付けを行います。

- (2) 前項の買付価額は、買付日の前日の基準価額といたします。

- (3) 買付けられた英ポンド・ポートフォリオの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。

5. 保 管

- (1) この自動投資契約によって買付けた英ポンド・ポートフォリオは、他の申込者の英ポンド・ポートフォリオと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。
- (2) 当社は、当該保管にかかる英ポンド・ポートフォリオにつき、外国証券取引口座約款における口座管理料に関する規定に定める口座管理料を申受けることがあります。

6. 果実の再投資

5. の保管にかかる英ポンド・ポートフォリオの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもって英ポンド・ポートフォリオを当該最終営業日の前日の基準価額で遅滞なく買付けます。

7. 転 換

- 1つの外貨建MMF(以下、ファンドという。)から他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数等を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。

8. 返 還

- (1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有する英ポンド・ポートフォリオおよび果実の返還を請求することができます。

この場合、当該請求にかかる英ポンド・ポートフォリオについては、返還の請求があった日(締切時間:午後2時、半休日は正午)の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといたします。

- (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、取扱店において申込者に返還いたします。

9. 解 約

- (1) この自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- ① 申込者から解約の申し出があったとき。
- ② 当社が、英ポンド・ポートフォリオの自動けいぞく投資業務を営むことができなくなったとき。
- ③ 英ポンド・ポートフォリオが償還されたとき。

- (2) 当社は、引続き3ヶ月を超えて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。

- (3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中の英ポンド・ポートフォリオおよび果実を7. に準じて取扱店において、申込者に返還いたします。

10. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。
- (2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11. そ の 他

- (1) 英ポンド・ポートフォリオの「営業日」とは、12月24日を除き、ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルグにおける銀行営業日、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨーク証券取引所の取引日で、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいう。
- (2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 登録印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づく英ポンド・ポートフォリオまたは果実を返還した場合。
 - ② 印影が登録印と相違するために、この自動投資契約に基づく英ポンド・ポートフォリオまたは果実を返還しなかった場合。
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づく英ポンド・ポートフォリオの買付けもしくは、英ポンド・ポートフォリオまたは果実の返還が遅延した場合。
- (4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

株式累積投資口座約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）との株式および上場投資信託（以下「株式等」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

申込者は、この約款を承認し、当社との間に株式累積投資に関する契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。

申込者は、この契約の内容を十分に把握し、申込者の判断と責任において株式累積投資を行うものとします。

第2条（申込方法）

1. 申込者は、所定の申込書に必要な事項を記載のうえ、署名・捺印し、これを当社の本・支店および営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによってこの契約を申込みのものといたします。
2. この契約が締結されたときは、当社は、ただちに株式累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。なお、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑をもって当社の届出印といたします。
3. 申込者は、第1項の申込書に記載した住所をもって届出住所とし、当社は店頭において申込者に直接交付する場合を除き、申込者に対する一切の通知その他の連絡を届出住所にあてて行うものとします。

第3条（金銭の払込み）

1. 申込者は、株式等の買付けにあてるため、毎月、1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むものとします。
2. 払込金の額は、1万円以上千円の整数倍の金額で、かつ100万円未満の金額とします。ただし、当該買付銘柄の売買単位株数および売買単位口数（以下「売買単位株数等」といいます。）の購入に満たない金額とします。
3. 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、いつでも払込金の額を変更することができます。
4. 申込者は、第2項の払込金の額をもって当該株式等を買付けた結果、当該株式等の価格の下落により、当該買付銘柄の売買単位株数等以上の持分の配分を受けたときには、遅滞なく払込金の額を当該買付銘柄の売買単位株数等の購入に満たない金額に変更するものとします。
5. 第1項および第2項にかかわらず、申込者のうち当社の定める金融商品取引業者（以下「指定金融商品取引業者」といいます。）は、1円以上の金銭を払込むことができるものとします。この場合、指定金融商品取引業者は、当該買付銘柄を売買単位株数等を超えて買付けることもあります。

第4条（払込みの休止）

1. 申込者は、所定の手続きによって当社に払込みの休止を申し出ることにより、いつでも払込みを休止することができます。
2. 第1項の場合、所定の手続きによって当社に払込みの再開を申し出ることにより、いつでも払込みの再開をすることができます。

第5条（買付株式等の選定）

1. この約款において買付けのできる株式等は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
2. 申込者は、当該申込者が選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄

(以下「指定銘柄」といいます。)について買付けの申込みを行うものとし、

ただし、一の申込者に係る指定銘柄の数は、当社が定める銘柄数を超えることはできません。

3. 第2項で申込者が2以上の銘柄を指定銘柄とするときは、各指定銘柄ごとに払込金の額をあらかじめ申し出ることとします。
4. 申込者は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、いつでも指定銘柄を変更することができます。

第6条(買付けの方法)

1. 当社は、申込者の一の指定銘柄の払込金とこの契約を締結し同一の銘柄を指定された他の申込者の払込金を合算した金額をもって、当社が選定銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場(以下「指定金融商品取引所」といいます。)において、当該指定銘柄の株式等の共同買付けを行います。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、全申込者の払込金の総額により買付けを行うことが可能な当該指定銘柄の総株数に対し、当社内において対当させることが可能な場合には、当社内で当該指定銘柄の株式の共同買付けに対当させることがあります。
3. 第2項の買付けに際し、全申込者の払込金の総額について株式等の買付価額の総額に満たない金額が生ずるときは、当社がその差額を払込むことにより申込者と共同して買付けるものとします。ただし、当該指定銘柄が当社株式である場合には、指定金融商品取引業者がその差額を払込むことにより申込者と共同して買付けるものとします。
4. 当社は、買付けに際し、当社の定める所定の手数料に消費税等を加えた額の金銭を当該申込者の当該買付けに係る払込金の中から申し受けます。
5. 指定金融商品取引所は、選定銘柄が上場する指定金融商品取引所とし、選定銘柄が複数の指定金融商品取引所に重複上場されている場合は、当社が定期的に見直しを行い、一定期間の出来高平均が最も多い指定金融商品取引所とした金融商品市場とします。

第7条(買付時期および価額)

1. 当社は、金融商品市場を通じて申込者からの払込金の受入れにもとづいて生じた預り金をもって買付けを行う場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。
 - (1) 払込金の受入日が「前月の26日(休日の場合は翌営業日)から起算して4営業日目」から「当月の12日(休日の場合は翌営業日)から起算して3営業日目(入金締切日)」までの間のものにつき原則として毎月入金締切日の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きて、買付注文の執行を行います。
 - (2) 払込金の受入日が「当月の12日(休日の場合は翌営業日)から起算して4営業日目」から「当月の26日(休日の場合は翌営業日)から起算して3営業日目(入金締切日)」までの間のものにつき原則として毎月入金締切日の翌々営業日(買付執行日)に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成行きて、買付注文の執行を行います。
2. 当社は、申込者からの払込金の受入れにもとづいて生じた預り金をもって行う買付けに対し当社内で対当させる場合は、次の各号によって買付注文の執行を行います。
 - (1) 払込金の受入日が「前月の26日(休日の場合は翌営業日)から起

- 算して4営業日目」から「当月の12日（休日の場合は翌営業日）から起算して3営業日目（入金締切日）」までの間のものにつき原則として毎月入金締切日の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所における始値（売買高加重平均価格）で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。
- (2) 払込金の受入日が「当月の12日（休日の場合は翌営業日）から起算して4営業日目」から「当月の26日（休日の場合は翌営業日）から起算して3営業日目（入金締切日）」までの間のものにつき原則として毎月入金締切日の翌々営業日（買付執行日）に、指定金融商品取引所における始値（売買高加重平均価格）で、当社が保有する当該銘柄に対し対当させることにより、買付注文の執行を行います。
3. 第1項の買付けについて、売買取引が成立しない場合には、当社は、翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として取引開始時刻までに成り行きで、買付注文の執行を行います。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとしします。
4. 第1項の買付けについて、当該買付銘柄の価格下落等により、当社の発注した株数および口数（以下「株数等」といいます。）が、当該買付銘柄を指定銘柄とする申込者の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を翌営業日の取引開始時刻までに成り行きで行うものとしします。
5. 第1項の買付けについて、当該買付銘柄にストップ高値での買付約定しがなく、かつ比例配分となって、約定株数および約定口数が当該買付銘柄を指定銘柄とする申込者の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を翌営業日の取引開始時刻までに成り行きで行うものとしします。
6. 第4項および第5項の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、申込者の当該指定銘柄の買付価額はその加重平均価額としします。
7. 第1項および第2項の買付注文の約定日から起算して4営業日目を当該株式等の買付日としします。ただし、当該約定日が当該指定銘柄について配当落ちまたは権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日（以下「配当落ち等の期日」といいます。）であるときは当該約定日から起算して5営業日目を当該株式等の買付日としします。
8. 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により第1項から第5項の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとしします。
9. 第7条（買付時期および価額）における買付注文の執行について、発注株数および発注口数等執行方法は、当社が定める方法によるものとしします。
10. 当社は、申込者の1回当たりの払込金の額（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）が、当該申込者があらかじめ申し出ている1回当たりの払込金の額（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額）に達しないときは、当該申込者の当該払込金に係る買付けについて、指定銘柄（申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄全て）の買付けを行わないものとしします。

第8条（持分）

1. 申込者は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。
この場合、第6条（買付けの方法）第3項によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分といたします。ただし、指定金融商品取引業者が払込む差額については、その金額に応じて指定金融商品取引業者の持分といたします。
2. 申込者の持分は、原則として、1株に満たない端数株式について小数点以下第7位を切り上げて確定いたします。
3. 当該株式等の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式等に係る権利については当該株式等の買付日より申込者に帰属するものとします。
4. この契約にもとづく株式等の名義は当社株式累積投資口名義といたします。
5. 第1項から第3項にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。
なお、申込者は、当該株式に係る発行会社の各株主総会における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。
6. 申込者は、当社株式累積投資口名義の株式等の申込者に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。
 - (1) 発行会社への単元未満株式買取請求の取次ぎ
 - (2) 申込者の他の口座の残高との合算
 - (3) 申込者の他の口座への振替指図
 - (4) 当社又は第三者への質権その他の担保権の設定

第9条（売却）

1. 当社が申込者より売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となって当該申込者の当該持分を買取るものとします。ただし、当社は、当該持分が当社株式または当社の親会社株式に係る持分であるときには、当該持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとします。この場合、指定金融商品取引業者が、当該持分を買取るものとし、当社は、当該売却に際し、当社の定める所定の手数料に消費税等を加えた額の金額を当該持分の売却代金の中から申し受けます。
2. 第1項において、この契約にもとづき買付けを行った株式等の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。
3. 第1項における当社の買取価額は、原則として、売却申込日の翌営業日の指定金融商品取引所における始値に買取株数および買取口数を乗じた金額から買取手数料に消費税等を加えた金額を控除した価額とします。
4. 第3項における買取手数料の額は、当社の定める所定の手数料の額とします。
5. 第1項の買取に際して、当社は当該株式等の売買単位未満の持分の売却の申込みしか受け付けません。また、申込者は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数等で指定するものとします。
6. 当社が申込者から売却の申込みを受け、当社または指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額（指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価額から委託手数料

等を差引いた額)を、買取日から起算して4営業日目(ただし、当該買取日が当該指定銘柄について配当落ち等の期日であるときは5営業日目)に当該申込者にお支払いします。

第10条(株式等の管理)

1. この契約によって買付けた株式等は、これを他の契約により管理する株式等と併せて管理します。
2. 申込者は、この契約以外によって取得した株式等を、この契約にもとづく株式として、当社に開設した口座に記載または記録することはできません。ただし、当該株式等を口座に記載または記録することが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。
3. 当社は、当該株式等を株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)で管理することができるものとし、
4. 第1項により管理する株式等については、次の事項につきご同意いただいたものとしてお取り扱いします。
 - (1) お預りした株式等と同銘柄の株式等に対し、その株数等に応じて共有権または準共有権を取得すること。
 - (2) お預りしている株式等を返還または売却換金するときは、同銘柄の株式等をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。
5. 当社は、申込者の持分が単元株数および売買単位口数に達したとき(権利確定日において単元株に達しているとき)には、単元株および売買単位口(以下「単元株等」といいます。)に分割することとし、当該単元株等についてはこの契約の適用を受けないものとし、

第11条(配当金・分配金・増資・株式分割等諸権利処理)

1. 共有株式に係る株式等の配当金、分配金、権利交付金等の果実および株式分割等諸権利で取得する株式等は、申込者に代って当社が受領のうえ、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分にに応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。

お預り金は、口座に繰入れ後、第6条(買付けの方法)、第7条(買付時期および価額)の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。
2. 当社は、共有株式について新株予約権(共有株式と同一の種類の株式を目的とするものに限る。以下同じ。)が付与された場合は、当該新株予約権を当該権利の基準となる日における当該申込者の当該株式に係る持分にに応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日に全て当社が買取するものとし、

ただし、当社は、当該共有株式が当社株式であるときには、当該申込者の当該新株予約権の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取するものとし、
3. 第2項において当社または指定金融商品取引業者が買取する当該新株予約権の買取価額は下の算式により算出された価額とします。

$$\text{旧株式の権利株数} \times \left[\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} \times \text{新株式} \times \text{新株式} \times \text{払込額} \times \text{割当率}}{1 + \text{新株式割当率}}}{\text{旧株式終値}} \right]$$

4. 当社は、第2項において、当社または指定金融商品取引業者が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費をを差引いた額を、当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日に当該申込者の口座に繰入れてお預りいたします。

お預り金は、口座に繰入れ後、第6条（買付けの方法）、第7条（買付時期および価額）の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

5. 当社は、株主優待等の名目で支給される物品その他（以下「株主優待物等」といいます。）については、申込者に代って受領のうえ、遅滞なく換金し、これを当該申込者の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りいたします。

お預り金は、口座に繰入れ後、第6条（買付けの方法）、第7条（買付時期および価額）の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。

6. 当社は、前項の株主優待物等の換金については、容易に換金できるものとして当社が認める株主優待物等を申込者に代わって受領し、当社の定める方法により換金することとします。

7. 当社は、共有株式について、株式、新株予約権付社債または新株予約権証券の株主優先募入に係る株主の権利および新株予約権付社債または新株予約権証券の株主割当発行に係る株主の権利は行使しないものとしします。

8. 第1項、第2項、第4項および第5項において、再投資に係る預り金は、円単位未満を切り捨てることにより確定いたします。

9. 第1項、第2項、第4項および第5項において、預り金を口座に繰入れたときに、当該申込者が当該銘柄を指定銘柄としていない場合あるいはこの契約が解約されている場合には、当社は当該申込者の当該銘柄について再投資を行わないものとしします。

10. 申込者は、新株に係る持分について、当社が当該株式を受領し、当該権利の基準となった日における当該申込者の持分に応じて比例按分し配分を行います。

11. 共有株式について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

第12条（累投口座管理料）

1. 当社は、申込者がこの契約にもとづき口座を設定したときは、その設定時および口座設定後1年を経過することに当社の定める所定の累投口座管理料をいただきます。ただし、口座設定時からの1年の期間の計算は、口座を設定し、第1回目の払込金の払込みがあった翌月から起算します。

2. 当社は、第1項の場合、配当金、分配金、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払いがないときは、申込者の持分の返還および売却換金のご請求には応じないことがあります。

3. 第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第1項の料金はお返ししません。ただし、第14条（解約）第2項第(2)号または第(4)号により第1項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第1項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額をお返しします。

第13条（選定銘柄の除外）

1. 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとしします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有する申込者に遅滞なく通知するものとしします。

(1) 当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社の更生、再生も

- しくは破産をすることとなったときまたは営業活動を停止したとき
- (2) 当該選定銘柄の受益権が償還したとき
 - (3) 当該選定銘柄が上場廃止になったとき
 - (4) 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき
 - (5) 一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき
2. 前項の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として、第9条(売却)の規定に準じて遅滞なく申込者の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえ当該申込者にお返しします。また、当該申込者の口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、併せて申込者にお返しします。

第14条(解約)

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申出があったとき
 - (2) 第12条(累投口座管理料)による料金の計算期間が満了したときに口座に記載または記録された残高がないとき
2. 当社は、申込者または当社が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。
 - (1) 当社が定める一定の期間を超えて、払込金が払込まれなかったときただし、申込者が第4条(払込みの休止)の規定に従って払込みの休止を申し出ている場合はこの限りでない。
 - (2) 申込者の指定銘柄が第13条(選定銘柄の除外)の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、当該申込者が当該指定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき
 - (3) 申込者から所定の累投口座管理料が支払われず、当社から相当の期間を定めて通知したにもかかわらず支払われなかったとき
 - (4) 当社が株式等の累積投資業務を営むことができなくなったとき
3. この契約が解約されたときに当該申込者が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を第9条(売却)の規定に準じて遅滞なく換金のうえ申込者に返還いたします。また、当該申込者の口座に払込金等があるときは、併せて申込者に返還いたします。

第15条(取引および残高の通知)

当社は、この契約に基づく申込者への取引明細および残高明細の通知を次の各号により行なうものとします。

(1) 買付等の取引明細

当社は、第6条(買付けの方法)、第7条(買付時期および価額)にもとづく取引の明細については、四半期に1回以上、期間中の銘柄毎の買付明細および銘柄毎の買付合計金額、取得合計株数、平均買付単価等を記載した書面(以下「取引残高報告書」といいます。)により通知します。ただし、申込者から特に申し出があった場合は、買付の都度通知します。なお、当該取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。

(2) 売却の取引明細

当社は、第9条(売却)にもとづく取引の明細について、約定成立後、遅滞なく申込者に「取引報告書(兼残高明細書)」を交付します。

(3) 金銭および持分の残高明細

当社は、この契約にもとづく口座に係る金銭および持分の残高について、上記第(1)号の取引残高報告書に記載して通知します。

第16条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。
2. 第1項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書その他の必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第17条（その他）

1. 当社は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、この契約にもとづく株式等または金銭を返還したとき
 - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約にもとづく株式等または金銭を返還しなかったとき
 - (3) 天災地変その他の不可抗力により、この契約にもとづく株式等の買付けまたは株式等もしくは金銭の返還が遅延したとき
3. 申込者は、この契約に係る共有持分について、他人に譲渡または担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。
4. 当社は、第2条（申込方法）第4項および第15条（取引および残高の通知）の規定に従い、申込者に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。
5. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは、改訂されることがあります。
6. 改定の内容が、お客様の従来の特権を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その改定事項をご通知します。
7. 改定の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告または当社ホームページ等への掲載等に代えることができるものとします。
8. 第6項の通知または第7項の公告もしくは掲載等がされた場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以 上



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, arranged in a vertical column.



+

+

+

(12.01 P2) 255N

+

